

平成17年度第3回鎌ケ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会会議録

1 日 時 平成17年7月21日(木) 午後2時から午後4時

2 場 所 鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室

3 出席者

【委員】 泉川委員、津久井委員、島岡委員、小林委員、加藤委員、桑原委員、
三輪委員、岡村委員、鈴木委員、今村委員、井上委員、畑委員、
穠山委員、菊地委員、石坂委員
(欠席：なし)

【事務局】 介護保険課：阿久津課長、斉藤介護保険係長、石渡認定審査係主査、
鈴木介護保険係主査
高齢者支援課：大原課長 生原課長補佐
健康管理課：岩佐課長
社会福祉課：松永課長補佐

4 傍聴者 1名

5 議 題

- (1) 第3期鎌ケ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
 - ①計画の基本理念及び骨子(案)について
 - ②地域支援事業について
 - ③平成26年度における高齢者介護の姿及び目標値について
- (2) その他

6 会議内容

(1) 第3期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

①計画の基本理念及び骨子(案)について

(事務局) 資料1説明

(委員) 要介護者等の実態の把握(アンケート調査)は、いつ実施しますか。

(事務局) 前回の会議で検討していただきました鎌ヶ谷市介護サービス利用意向調査ですが、6月13日に発送いたしました。発送人数は1,693人、回答人数は1,053人、回収率は62.2%となっております。現在集計中ですので、まとめましたら委員の皆様にご報告いたします。

(委員) その調査に、介護保険制度改正の内容を付け加えるとの話でしたが、付け加えたのですか。

(事務局) 簡単な概要版を作成して付け加えました。皆様にもご用意いたします。

(委員) 今度の改正で、要介護1の一部の人が要支援に加えられ、新しい介護予防サービスを受けることとなります。その人たちにとっては今までの介護サービスが使えなくなるので、サービス内容が落ちることになるのではないかと思います。その人たちの救済措置は、この計画の中のどこに入っていますか。

(事務局) 資料1の5頁、Ⅱ-Ⅱの中に(7)「各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み及び見込み量確保のための方策」という部分がありますが、この中で見込むこととなります。

(委員) これは見込みだけであってサービスの確保には入っていないのではないですか。

(事務局) 「見込み量確保のための方策」という部分で、考えていくこととしております。

(委員) わかりました。

(委員) 65歳以上の人に運動しましょうということで、公民館等で運動を推奨されていますが、要支援だから介護予防ということではなく、私たちと同じように、希望する方のみ参加できる制度にすべきだと思いますがいかがですか。

(事務局) 介護予防給付につきましても、本人の自己選択が保障されておりますので、本人が希望されない場合は受ける必要がありません。

(委員) 家事援助は今までどおりですか。

(事務局) 要支援1・要支援2の方につきましては、家事援助をするにしても、今度は期間を定めたりして、それが自立につながるかどうかといったマネジメントの部分が重要となってきます。したがって、今までのサービスの質とは若干異なってくると思いますが、今までのサービスが全く受けられなくなるということはないと聞いております。

(会長) 介護予防に関しては、今の時点では色々と分からない部分があります。この協議会の中で介護予防に関して重点的に議論する場は作れますか。

(事務局) 次回、10月の会議の中で介護予防についても議論していただきたいと思います。

②地域支援事業について

(事務局) 資料2を説明

(委員) 地域支援事業の対象となる要支援・要介護認定を受ける前の高齢者というのは、介護保険制度が適用されない方だと思うのですが、本人の費用・行政の費用負担はどうなるのか、分かる範囲で教えてください。

(事務局) 地域支援事業につきましては、介護給付費の3%の中から出すということになっています。市の負担としては、その内の12.5%ということになります。本人の利用負担は取ってもよろしいということになっておりまして、詳しい事はまだ分かりませんが、個人負担は発生します。

(委員) 個人負担の割合は、今の時点でははっきり分からないということですか。

(事務局) 分かりません。おそらく介護保険と同じように1割位になるのではないかと想定していますが、まだ示されていません。取ってもよろしいということだけです。次回の会議では、お話できるのではないかと思います。

(委員) 今回の見直しで要支援1・要支援2に分かれると聞いています。地域支援事業では、それに該当しない方でもリハビリなどが1割負担で出来てしまうということですが、要支援1・要支援2の方と地域支援事業に該当する方とは、どういう違いになるのですか。

(事務局) サービスの実施の仕方が違うと思います。要支援1・要支援2といった介護認定をされた場合は、機能訓練などが重点的に行われるようになると思います。それに対し認定前の方たちは、長時間ではなく必要な時間だけ筋力向上などのサービスを受けていくことになると思います。

(委員) 介護保険からの給付と地域支援事業と両方受けられる方が出てくるということですか。

(事務局) 介護保険からの給付を受けられる方は認定を受けた方で、地域支援事業は認定を受けていない虚弱の方です。

(委員) 資料2の3頁の図を見ると、地域支援事業（一般高齢者施策）の対象者として、要介護者や要支援者も○になっています。ということは、要介護者や要支援者も地域支援事業の介護予防が受けられるということではないのですか。

(事務局) これは一般高齢者向けの施策ですから、パンフレットの配布や教育といった内容であり、個別のサービスではありません。

(委員) 分かりました。

(委員) 地域支援事業の対象者の把握はどうように行うのですか。

(事務局) 健診という形で選定していくと思いますが、まだ、はっきりした選定方法が示されていません。事業内容もこれから整備していきますので、順々に状況を把握していくということになると思います。

③平成26年度における高齢者介護の姿及び目標値について

(事務局) 資料3を説明

(委員) 資料3の4頁にある平成16年度の要介護認定者数は実数ですか。

(事務局) 実数です。

(委員) 介護保険制度開始時の要介護認定者数はどれくらいですか。

(事務局) 5頁の資料をご覧ください。12年度末時点の要介護認定者数は1,108人ですので、現在はおおよそ2倍になっております。

(委員) 65歳以上で認定を受けているのは何%位ですか。

(事務局) 約12%です。

(委員) 認定を受けていても、介護サービスの利用にギャップがあると聞いていますがどうですか。

(事務局) 認定を受けた方の75%~76%がサービスを利用しております。24%~25%の方が医療機関に入っている等の理由によりサービスを受けておられません。

(委員) 特別養護老人ホームに入居の申込みをしておき、順番が来ても軽い方などは入居を断ることがあったと聞きますがどうですか。

(事務局) 現在は、入居指針を作りまして、年2回、入所の必要性についての優先度を決めています。そうしますと、要介護4ないし要介護5の人の順位が上になりますので、断られる方はほとんどありません。

(委員) とりあえず介護認定を受けておく人の内、生活保護に近い方への対応はどのようにしていますか。

(事務局) 社会福祉法人等による介護サービス利用者負担減免事業があります。全てのサービスではありませんが、例えば特別養護老人ホームに入所している方や訪問介護・通所介護・ショートステイを利用している方について、生活保護基準の概ね1.3倍までの収入の方につきましては、利用料の2分の1又は全額を減免する低所得者対策を行っています。現在2名の方が利用しています。また、今回行っている介護サービス利用意向調査の中でも、「介護について困っていることはありませんか」という設問の中で、「経済的な理由で介護サービスの控えている」という回答項目を設けておりますので、これにより数字的なものを把握していきたいと考えております。

(委員) 現在の施設のベッドの充足率はどの位ですか。

(事務局) 特別養護老人ホームですが、入所者が約230名、待機者が約280名です。

(委員) そうするとベッドの充足量が増えない限り追いつかないですね。国の目標というのは何のために載っているのかなと思っているのですが、今後の予定も含めて教えてください。

(事務局) 平成26年度の目標として、要介護2~5の認定者数に対する介護保険三施設や認知症高齢者グループホームなどの利用者の割合を37%以下にするという、国の参酌標準の37%で計算していきますと、第3期介護保険事業計画期

間以降は、施設が全然造れないような数値が出てまいりますので、これからその調整をしていくことになると思います。

(委 員) 今後、ベッド数を37%の充足量に合わせるために、入所者の足切りや介護度を厳しくすることが行われなかと心配して聞いた訳です。

(委 員) 現在、施設入所者は要介護認定の何%ですか。

(事務局) 介護保険3施設には、直近で389人の方が入所しています。それに対する認定者数が2,194人ですので、17.7%になります。

(委 員) 特別養護老人ホームはもう増やさないのでですか。

(事務局) 参酌標準の37%に対する今現在の率は34%ですので、まだ施設整備は可能な状況です。

(委 員) 民間企業と協力して人材を養成していくと言う計画はありますか。

(事務局) 市として人材養成の研修を行っていくかどうかは未定ですが、サービスの質の向上を図るためにはどういう施策が必要かを今回の計画の中にきちんと謳っていきたいと考えております。先日も訪問介護のサービス提供責任者の研修会を行いました。本市でもこのように年に2～3回の研修会を行っています。人材の育成・養成については、千葉県でも行っておりますし、最近では各事業者でも養成する動きがありますので、民間事業者の力も借りながら進めていきたいと思っています。

(2) その他

①施設給付の見直しに伴う低所得者対策について

(事務局) 資料説明

(委 員) 平成17年10月からの介護報酬の告示はいつされるのですか。

(事務局) 7月14日の社会保障審議会介護給付費分科会において、新しい介護報酬について諮問いたしまして、概ね了承されたと聞いておりますので、近々告示されるものと思います。

最後に次回の会議開催10月20日(木)午後2時からです承。

以上、会議の経過を記載し相違のないことを証するため次に署名する。

平成17年 月 日

署名人 _____

署名人 _____